

市議第 4 号

各務原市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）第 1 4 条の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 2 7 日提出

提出者	各務原市議会議員	小 島 博 彦
賛成者	〃	古 川 明 美
賛成者	〃	黒 田 昌 弘
賛成者	〃	池 戸 一 成
賛成者	〃	足 立 孝 夫
賛成者	〃	川 瀬 勝 秀

提案理由

地方自治法の改正に鑑み、市議会における手続きのオンライン化を可能とする等のため、この規則を定めようとする。

各務原市議会議長 川 嶋 一 生 様

各務原市議会会議規則の一部を改正する規則
各務原市議会会議規則(昭和46年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第8節の2 公聴会及び参考人（第77条の2—第77条の8）
- 第9節 会議録（第78条—第81条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第82条—第86条の2）
- 第2節 審査（第87条—第103条）
- 第3節 秘密会（第104条・第105条）
- 第4節 発言（第106条—第117条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第118条・第119条）
- 第6節 表決（第120条—第129条）

第3章 請願（第130条—第136条）

第4章 辞職及び資格の決定（第137条—第141条）

第5章 規律（第142条—第150条）

第6章 懲罰（第151条—第156条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第157条・第157条の2）

第8章 議員の派遣（第158条）

第9章 補則（第158条の2—第159条）

附則

第3条中「また」を「、また」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「ただし、」の次に「出席議員2人以上から」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第1項及び第2項中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「に再び」を「は、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第23条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第24条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備え付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第30条中「終った」を「終わった」に改める。

第31条第3項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条の見出し中「の報告及び少数意見者」を「及び少数意見」に改める。

第42条中「終った」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「終らなかった」を「終わらなかった」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に改める。

第54条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「発言を」を「発言を」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第59条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第60条第1項中「終った」を「終わった」に改める。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

第66条中「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第70条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第72条中「による表決」を削り、「賛成」を「賛成と」に改める。

第74条中「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第76条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第77条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第77条の8第2項中「前3条」を「第77条の5（公述人の発言）、第77条の6（議員と公述人の質疑）及び第77条の7（代理人又は文書による意見の陳述）」に改める。

第78条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改め、同条第2項中「又はその他の」を「その他議長が適当と認める」に改める。

第78条の2中「配布等（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）することによって」を「配布するとともに」

に改める。

第79条の見出し中「記載しない」を「掲載しない」に改める。

第80条中「（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）」を削る。

第86条の2中「出席した」を「出席している」に改める。

第88条ただし書中「きめる」を「決める」に改める。

第92条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第102条中「終わった」を「終わった」に改める。

第106条中「すべて」を「全て」に改める。

第108条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第109条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員という」。）」を加え、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第3項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席する」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第110条中「終わった」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第113条中「終らなかった」を「終わらなかった」に改める。

第114条中「終わった」を「終わった」に改める。

第116条中「又は」を「、又は」に改める。

第117条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第119条中「第1章、第4節」を「、第1章第4節」に改める。

第120条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第123条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第124条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第125条に次の1項を加える。

- 2 記名又は無記名の投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなす。

第126条中「第31条（開票及び投票の効力）、」を「第31条（開票及び投票の効力）第1項から第3項まで」に改める。

第128条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第129条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「すべて」を「全て」に改め、「とる」を「採る」に改める。

第130条第2項中「、法人」を「並びに法人」に改め、同条第5項を削り、同条第4項中「承認」を「許可」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

第129条に次の1項を加える。

- 6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第132条第1項中「議長が」を「、議長が」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第132条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第132条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第133条に次の1項を加える。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あ

あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第134条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第135条中「これを請求しなければ」を「、これを請求しなければ」に改める。

第136条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要があると認める」に改める。

第141条を次のように改める。

(決定の通知)

第141条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第143条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第148条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第150条中「すべて」を「全て」に改める。

第152条中「ことは」を「ことが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第152条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第154条中「こえる」を「超える」に改める。

第157条の2に次の1項を加える。

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、各務原市議会委員会条例(昭和46年条例第9号)の例による。

第9章中第159条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知文)

第158条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書そ

の他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条（日程の作成及び配布）、第66条（答弁書の配布）、第78条の2（会議録の配布及び公開）、第117条（答弁書の配布）、第131条（請願文書表の作成及び配布）第1項及び第132条（請願の委員会付託）第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則

の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

- 第158条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。